

学位論文の要旨 (論文の内容の要旨)  
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

論 文 題 目  
Dissertation title

国際刑事司法における被害者救済：国際刑事裁判所の被害者救済を事例として

広島大学大学院国際協力研究科  
Graduate School for International Development and Cooperation,  
Hiroshima University  
博士課程後期 開発科学専攻  
Doctoral Program Division of Development Science  
学生番号  
Student ID No. D095023  
氏 名 〇  
Name 太 清伸 Seal

本論文は、国際刑事裁判所の被害者救済制度をめぐる司法的な要請と政治的な要請のジレンマに焦点をあてた。一方で、刑事司法制度として被害者救済に限界を持ち、他方で、大規模かつ重大な人権侵害である管轄犯罪の被害者救済という政治的な要請を抱え込む国際刑事裁判所が、どのような制度的努力・配慮によってこのジレンマへの対応を行おうとしているのか、そして、そこで国際刑事裁判所はどのような問題を抱え込むに至ったのか、という問いに対して、回答を試みるのが本論文の目的である。

第一章では、刑事司法制度において犯罪被害者が周辺化する過程と、再認識される過程を描写した。犯罪と刑罰そして被害者の認識に関する歴史的描写を行うことにより、現代の刑事司法制度には本質的に、被害者救済を制限する性質をもったものであり、国際刑事裁判所もまた、このような刑事司法制度としての特性を共有する存在として確認した。

かつて、被害者の救済は被害者自身の手にもたせられており、損害と損害回復は損害行為を行った者と被害者との二者の関係性の中で処理される問題であった。社会および国家が形成される中で、権力を持つものがこうした二者の関係の中に入り込み次第に影響力を増すことにより、被害者の存在がこの関係性から切り離されていった。

ある者に対して損害を発生させる行為が犯罪として認識され、権力を持つ者と処罰される者との間で処理されるようになる中で、両者間の不平等な関係が問題になってくる。こうした不平等な関係を是正しようとする影響を与えたのが啓蒙思想であった。このことにより犯罪および処罰を巡る関係性の中で守られるべきは、犯罪行為に責任があるとされる者であり、国家における刑事司法制度の中で第一に保護されるべき対象は被告人という視点が生まれた。そして、刑事司法制度において、被害者は周辺に位置する存在となっていった。

対して、刑事司法制度の中で被害者に焦点が当てられるようになったのは、1960年以降のことである。犯罪被害者の人権と修復的正義への視点は、近代における刑事司法制度に修正を加えた。結果、被害者に対する救済が志向されるようになった。しかし、刑事司法制度は依然として、国家と被告人の二者の関係が前提にあり、被害者の救済はこうした関係性の中で副次的な役割を担うにすぎない。つまり、刑事司法制度における被害者救済は本質的な限界を内在するものであった。そしてこの限界は、国際刑事裁判所においても内在するものであった。

第二章で示したのは、被害者救済の国際的な試みである。このことにより国際刑事法廷において、国内における刑事司法制度とは異なる役割が存在することを指摘した。第二次世界大戦以降、規範面で人権侵害の被害者への救済が認識されるようになると、実際に国際的および地域的人権保障の枠組みで救済を図ることとなった。ただし、国際的および地域的人権保障の枠組みは、国家における被害者救済の意思と能力を前提として、国家による被害者救済を求めるものであった。

他方で、これまでの人権保障の枠組みが前提としていなかった状況も発生する。国家における被害者救済の意思と能力の欠如が移行期・紛争後という文脈において散見されるようになる。この状況において大規模かつ重大な人権侵害の被害者に対応するために、司法機関および非司法機関による被害者救済が徐々に行われていくことになる。

本来、人権侵害の被害者への救済は国内の管轄事項である。しかし、国家の能力と意思の欠如という状況において発生したのは、国際社会が、被害者の救済を直接的に対応するという政治的な要請で

あった。この文脈から、紛争（後）地域に密接に関連する犯罪の被害者に対しても救済を図っていく政治的要請が、国際刑事法廷においても発生することとなる。国際刑事裁判所もまた、この要請を受けた。結果、国際刑事裁判所は、被害者が副次的な存在として認識される刑事司法制度という特性を持ちながらも、大規模かつ重大な人権侵害の被害者の救済を国家に代わって担うという政治的な要請に直面する、特有のジレンマを抱えることになる。

第三章以降、こうしたジレンマを抱え込む国際刑事裁判所の被害者救済制度に焦点を移し、制度と運用実態を確認した。そして、第三章および第四章においては裁判所の司法的な救済に着目し、第五章においては、裁判所の非司法的な救済に焦点をあてた。

第三章では、国際刑事裁判所における被害者の手続参加を確認した。以前の国際刑事法廷において、管轄犯罪の被害者とその家族は、どのような事実があったのかについて知る事も、犯罪に対する被害者としての見解を表明することも出来なかった。国際刑事裁判所がもつ被害者参加制度は被害者に対するこのようなことを可能にした。

他方で、被害者の参加は制限的に認められるにすぎない。そして、この制限は裁判の主要当事者である被告人の権利によってもたらされるものであった。本章は、刑事司法制度が直面する、被告人の権利によって制限される被害者参加の実態を確認した。

第四章では、国際刑事裁判所の損害回復に焦点をあてた。裁判所による被害者の司法的救済である損害回復は、実質的な財源に裏打ちされたものである点でこれまでのどの国際刑事法廷とも異なる。このことは裁判所が損害回復を通して、管轄下である特定の紛争（後）地域において実質的な貢献をすることが期待された存在であることを意味する。この点、裁判所による損害回復制度は、回復手段と手続において多様な形態を認めており、柔軟性を保持したものであった。

他方で被害者に対する司法的救済の形をとる損害回復もまた、制度面において、限界に直面する。国際刑事裁判所において損害回復の対象として制度上想定されたのは、有罪判決を受けた者の犯罪の結果、損害を被った者である。裁判所によって認定されていない裁判所管轄犯罪の被害者は、どれほどの損害を被ったとしても、司法的な損害回復の対象とはならない。刑事司法制度自体が、認定されていない犯罪の被害者に対して損害回復を図る事は、当該犯罪の実行者と思われる者に対して、司法的な手続を経ることなく有罪の推定を与えてしまうためである。本章が示したのは、国際刑事裁判所の損害回復が制度面で直面する限界であった。

第五章が着目したのは、こうした裁判所の司法的救済における限界を乗り越えようとする非司法的機関である被害者信託基金の存在である。本章では被害者信託基金の存在と信託基金の裁判所の司法的救済に対する影響を検討した。信託基金は、裁判所による司法的な損害回復を履行する役割と、被害者に対して司法判断を迂回した形で支援活動を行うものとしての役割の二つがある。後者については、実際の刑事手続とは異なる被害者概念をとる事で、被告人に対する無罪の推定を侵害しない形で救済活動を行う事を可能にする。信託基金のこうした非司法的な救済活動は、裁判所による司法的救済の限界を補完する意義があった。

また、非司法機関である被害者信託基金は、裁判所における司法的な損害回復までにも影響を与えている。信託基金は、非司法的な支援活動を通して現地の事情に関する知識を蓄積する中で、裁判所の司法的な損害回復原則の策定に際して、望ましい手続・手段の形態を提案している。

それに呼応する形で、コンゴ民主共和国ルバンガの事件における第一審裁判部の損害回復に関する原則の決定は、信託基金の支援活動を支持しながら、被害者の認定や回復対象となる損害の算定など、本来、司法的な手続を経て決定されるべきとされていたものを、非司法機関である信託基金に授権するような決定を出した。さらに、第一審裁判部はルバンガに対する有罪判決において認定された犯罪の被害者よりも広い被害者を含みこもうとする意図が確認できた。共同体に対する損害回復形態の支持や、すべての被害者の必要性を考慮に入れなければならない、とする裁判部の見解は、従来の司法制度の枠を超えて、裁判所に寄せられる政治的な要請に対応しようとする視座であった。

したがって本論文における問いへの回答とは、国際刑事裁判所が、被害者信託基金という非司法的救済活動を行う機関を設置することにより、裁判所に内在する司法的救済の限界を補完し、被害者救済をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマを克服することを目指した。そして、国際刑事裁判所における司法的救済もまた、実行面では、司法的な決定事項を信託基金に委譲することにより、司法的救済の限界を超えて、より広い範囲の被害者の救済を目指す兆しを見せている、ということであった。

ただし、刑事司法制度としての役割である管轄犯罪の訴追・処罰を被告人の権利を保護した上で行うという、元来の国際刑事裁判所が期待されてきた役割を考える時、司法的決定を超えた被害者に焦点を当てることは被告人の無罪の推定に否定的な影響を与えることは懸念される。さらに、国際刑事裁判所の手続きを経て認定された被害者に対しても、司法的な損害回復が、司法的な手続きを経ないで認定された被害者までも含みこむという点は否定的に映る。こうした背景から、ルバンガの事件における第一審裁判部の損害回復原則の決定に対して、被告人弁護士からも、手続きへの参加が認められた被害者からも上訴を受けている状態にある。

しかし、現時点での実行状況を確認する限り、国際刑事裁判所が、非司法機関である被害者信託基

金を介在させることによって、管轄犯罪の被害者を最大限認識するような制度的努力を行っていることを見ることは可能である。この意味で、国際刑事裁判所は、国際刑事司法における被害者救済の新たな取り組みとして肯定的に評価できる。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内とする。

Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.